

## 気象センサー等の設置場所

### 1 気象センサー等の設置場所

「気象センサー等設置業務 仕様書【別添 1】の【別紙 1-①】」とおり

### 2 前記 1 の補足説明

(1) 国、県で設置済み雨量計等（赤字①～⑥）

※(1)の場所を中心とした半径 3 km(大円)については、雨量計の設置不要

(2) 国、県で設置済み積雪深計及びカメラ（青字⑦～⑭）

※⑮～㉓については令和 8 年に設置予定

(3) 市が指定する設置場所（仕様書に示す必須設置場所）

①千石

ア 目的

積雪及び雨量の監視（ネットワークカメラによる監視含む）

イ 確認事項

- ・市で市有地への自立柱を設置予定
- ・北陸電力送配電(株)が所管する電柱から低圧の電気工事が可能

②杉谷内

ア 目的

積雪の監視（ネットワークカメラによる監視含む）

イ 確認事項

- ・市で市有地への自立柱を設置予定
- ・北陸電力送配電(株)が所管する電柱から低圧の電気工事が可能

③別所滝（高坂）

ア 目的

積雪の監視（ネットワークカメラによる監視含む）

イ 確認事項

- ・市で所有のPS柱に設置予定
- ・北陸電力送配電(株)が所管する電柱から低圧の電気工事が可能

④千歩島 アンダーパス

ア 目的

アンダーパスの水位監視

イ 確認事項

- ・市で市有地への自立柱を設置予定

- ・北陸電力送配電(株)が所管する電柱から低圧の電気工事が可能

※詳細な場所等については「気象センサー等設置業務 仕様書【別添1】の【別紙1-①】【別紙1-②】」をご確認ください。

(4) 独自提案の対象となる設置場所

①ひぐらし橋アンダーパス

ア 目的

アンダーパスの水位監視

イ 確認事項

- ・市有地への自立柱の設置可能
- ・北陸電力送配電(株)が所管する電柱から低圧の電気工事が可能

②五ヶ村用水排水ゲート

ア 目的

水門の水位監視

イ 確認事項

- ・県管理河川敷地に自立柱を設置する必要があるため、占用協議が必要  
※占有協議については、市で実施予定
- ・電源の供給方法について検討の必要あり

③十一ヶ用水排水ゲート（毘沙門川）

ア 目的

水門の水位監視

イ 確認事項

- ・県管理河川敷地に自立柱を設置する必要があるため、占用協議が必要  
※占有協議については、市で実施予定
- ・電源の供給方法について検討の必要あり

※詳細な場所等については「気象センサー等設置業務 仕様書【別添1】の【別紙1-①】【別紙1-②】」をご確認ください。